

低レベル放射性廃棄物処分に関する解析業務等  
に関する労働者派遣契約  
仕様書

## 1. 目的

本仕様書は、原子力施設の操業、解体等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の埋設処分において、放射性核種の移行等による影響の定量的な評価（数値解析）業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

## 2. 業務内容

本仕様書で定める解析コードを用いた解析等業務は下記のとおりとする。

- ① 浅地中埋設処分場設計における地下水流动解析・評価等業務
- ② 浅地中埋設処分場設計における放射能インベントリ及び放射線遮蔽計算・評価等業務
- ③ 安全解析、評価結果等の資料等作成業務

## 3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

### (1) 基本的要件

- ① ワード、エクセル、パワーポイント等の各種アプリケーションソフトの操作ができること。

### (2) 技術的要件

- ① 業務で使用する各種解析コードを用いて解析評価が行えること。
- ② 業務で使用する各種解析コードを用いて放射線遮蔽、輸送計算・評価等が行えること。

### (3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

浅地中埋設処分施設設計に用いられる地下水流动解析や放射能インベントリ計算、放射線遮蔽計算による被曝評価等の専門知識や経験に基づき、作業上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を把握し遂行できるとともに、指示された作業の計画の作成を的確に実施できる。

### (4) 派遣労働者の条件

- ・ 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」。

### (5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・ 役職なし。

## 4. 組織単位

バックエンド領域 埋設事業センター 埋設技術開発室

## 5. 就業場所

(住所) 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 49

日本原子力研究開発機構 旧本部事務所

バックエンド領域 埋設事業センター 埋設技術開発室

TEL : 080-7948-4278

その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

## 6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 バックエンド領域

埋設事業センター 埋設技術開発室長

TEL : 070-1378-5437

## 7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日まで

## 8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、機構創立記念日（10 月の第 1 金曜日とする。但し、10 月 1 日が金曜日の場合は、10 月 8 日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

## 9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9 時から 17 時 30 分まで

(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

## 10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 人材開発部 人材開発課長

## 11. 派遣人員

1名

## 12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

## 13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）  
※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

## 14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 当機構の業務の都合により学会等への参加を命ずることがある。この場合の学会等参加費については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

以上